

23 消防の広域化に対する支援の強化

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、次の措置を講じること。

- 1 長期的な支援の措置
市町村消防の広域化を引き続き推進する観点から、5ヵ年の推進期限にわたる確実な支援を措置すること。
- 2 支援の充実・拡大
市町村の消防広域化に係る施設・設備等初期投資負担を軽減するため、支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、平成25年4月1日及び5月16日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正を行い、市町村消防の広域化の期限を平成30年4月1日とするとともに、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものとはなっていない。

- 1 市町村が消防の広域化を実現するに当たっては組織統合を伴うことから、長期的な検討・取組が必要となるが、現在のところ、平成26年度以降の消防広域化支援対策は明示されていない。市町村が中長期的な資金計画を立てられるよう、安定した確実な支援を措置することが必要である。
- 2 市町村が負う施設・設備等初期投資負担が過大であることが消防の広域化を妨げており、広域化を推進するには、初期投資負担の軽減が不可欠である。そのため、現行の有利な起債（緊急防災・減災事業債）と交付税措置中心の支援に加え、消防防災施設整備費補助金・緊急消防援助隊設備整備費補助金の基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大など、市町村にとって実効性のある財政支援の拡充が必要である。